

大原真人今城送別の歌

五 味 智 英

一
標題の歌は万葉集卷二十の天平勝宝七歳五月九日の歌の前、三月三日の題詞の後に載せられて居る。

上総国の朝集使大掾大原真人今城の京に向ひし時に、郡司が妻女等の餞する歌二首

足柄の八重山越えてしましなば誰をか君と見つつ偲はむ（四四四〇）

立ちしなふ君が姿を忘れずは世の限りにや恋ひ渡りなむ（四四四一）

この二首は餞別の歌であるから今城が上総を出発する前のものであることは言ふまでもない。それでは大体いつごろ作られたものであらうか。これを考へるに当って手がかりになるのは、朝集使といふ肩書である。朝集使は地方の国々の一年間の政を中央政府に申達する重要な使で、令義解に式部省の職掌のうち「朝集」について「謂。諸国朝集使。依考選及補任郡司之事。集於此省。」と言つてゐるほか、大政官の左大弁の職掌を記す令文に「諸国朝集、散位寮（式部省の管轄）の職掌のうち「朝集」の義解に「謂。諸国朝集使。皆於此寮。判其上日也。」、兵部省の職掌に「朝集」とあるなど、中央の各役所に関りを有つ使であつた。兵部者に関係があるといふことは右の歌が、ここに載つてゐる理由になると思ふが、その点については後に述べることにする。

さて、右のやうに色々な役所にかかはりを有し、年間の報告をし且は中央からの指示を受けるのであるから、朝集使の上京に期限が定められ、また相当長く滞京する必要のあつたことは容易に推察されることである。今その事について参考になる事柄を続日本紀万葉集その他から拾つてみると次の如くである。

続日本紀

1 三月癸巳、天皇御松林苑宴群臣、引諸司并朝集使主典以上于御在所、賜物有差（神龜六年）天平元年 癸巳は三日）

2 丙子、制、畿内七道諸国、宜除国擬外、別簡難波朝廷以還譜策、而身才絶倫、并勞効聞衆者、別状亦副、並附朝集使申送、其身限十二月一日、集式部省（天平七年五月、丙子は二十一日）

3 壬寅、天皇臨朝、召諸国朝集使等、中納言多治比真人県守宣勅曰……（天平七年閏十一月、壬寅は二十一日）

4 二月乙未、遣少納言從五位上茨田王于恭仁宮、取駅鈴内外印、又追諸司及朝集使等於難波宮（天平十六年、乙未は一日）

右の四例の外に、続紀に朝集使のこの見える場合は幾つかあり、詔や勅の下されたことも見えてゐるが着京や滞在に關係の無いもの及び關係の不明確なものは除いた。この四例のうち1・4からは春二三月の交に朝集使が京に滞在してゐたことが、3からは閏十一月下旬には着京してゐたことが知られる。2の十二月一日といふ期限は、朝集使自身のことではなく、優れた人として推薦された者が式部省に参集する日であるが、その推薦の書類は朝集使が持参し提出するのであるから、朝集使は十二月一日より前に着京してゐるべきである。この十二月一日といふ日附は選叙令の応叙の条「其応叙人。本司量程申送集省。」の義解に、

謂。量程者。量十二月一日応会集之程也。集省者。為唱示叙階之高下。及令披訴選中抑屈。集於式部兵部也。と見えてゐるのと同日であることが注意される。

次に万葉集に出て来る朝集使關係の記事を拾つて見よう。

イ 卷十八、四一一六〜八の題詞

国の掾久米朝臣広繩、天平二十年に、朝集使に附きて京に入り、その事畢りて、天平感宝元年閏五月二十七日に本任に還り到る。仍りて長官の館に詩酒の宴を設けて樂飲す。（以下略）

ロ 卷十九、四二二五の左注

右の一首は同じき月十六日に、朝集使少目秦忌寸石竹に餞せし時に、守大伴宿祢家持作り（天平勝宝二年十月）

ハ 卷十九、四二四八、九の題詞

七月十七日を以ちて、少納言に遷任せらる。よりて別を悲しぶる歌を作りて、朝集使掾久米朝臣広繩の館に贈り
贈す二首（天平勝宝三年、左注に八月四日贈る由見える）

ニ 卷十九、四二五二の題詞

正税帳使久米朝臣広繩、事畢りて任に退り、適越前国掾大伴宿祢池主の館に遇ひ、よりて共に飲宴す。時に久米
朝臣広繩の、萩の花を曬て作る歌一首

ホ 卷二十、四四七三の左注

右の一首は、守山背王の歌なり。主人安宿奈籽曆の語りて云はく、奈籽曆朝集使に差はされ、京師に入らむとし
き。此に因りて餞せし日に、各々歌を作りて聊かに所心を陳べきといへり。（四四七二が奈籽曆の歌。その題詞によ
り天平勝宝八歳十一月八日の作と知れる。当時奈籽曆は出雲掾）

この万葉集の記載からすると、朝集使の京に入るのは十一月上旬ごろのやうに思はれる。それはロの秦石竹の餞か
らそのやうに推測されるのである。勿論送別の宴があったからといって、すぐに出発するわけでもなからうが、さり
とて餞をされて何時までも留まってるのも間の抜けた話であるから、石竹は十月十六日からあまり日を経ぬ中に上
京の途についたに違ひない。もし延喜式の行程上十七日といふのを標準とすれば十一月初旬着京となる。次にハニに
よると八月四日に家持が朝集使のため越中に不在の久米広繩の留守宅に歌を貽して、上京の途次（家持は五日に越中出
発）越前の国府で京から越中に帰任する広繩に会って居るのであるから、朝集使広繩は七月下旬迄在京したことにな
る。ただ彼がニの方では正税帳使といふ肩書になつて居るので、朝集使に兼ねて正税帳使をもつとめたとすれば、普
通の朝集使とは違つてゐたといふ場合も考慮に入れなければならないかも知れない。が、イによれば正税帳使を兼ね
なくても閏五月までは滞京して居るわけで、天平二十年入京といふのを、石竹の例から推して十一月初旬と見れば、
約八ヶ月の滞在である。但、この場合は偶々陸奥国から黄金が出、東大寺行幸、伊勢神宮奉幣、詔書煥発、改元など
の重大な事件があり、讓位（七月二日）の気配も見えろといふ時機に際会したために滞在が延びたといふことも考へら
れる。ホは朝集使の入京について石竹の場合と違つてゐる点が目される。即ち餞が十一月八日に行はれ、場所が出

雲の国府なのだから、石竹のやうに十一月初旬に京師に到着することは不可能である。奈杼曆の入京は十一月下旬に入らざるを得ない。

以上、万葉集の記載によって朝集使が十一月初旬乃至下旬に都に到着して居るらしいことが知られ、それは統日本紀によって十二月一日以前に着京してゐると考へたのと矛盾しない。また統紀に見える二三月ころの京師滞在は、万葉集の記す閏五月乃至七月下旬までの滞在の範囲の中に含まれる。ただ先にも述べた通り、万葉の閏五月または七月までの在京は八、九ヶ月に渡ることになり、いかにも長い。それには特殊事情があったからかも知れないと思はれること前述の通りである。

統紀及び万葉における実例は右の如くであるが、朝集使の着京期限について参考になる記事が令に見える。

凡内外文武官初位以上。每年当司長官。考其属官。应考者。皆具録一年功過行能。並集対読。儀其優劣。定九等第。八月卅日以前按定。京官畿内。十月一日。考文申送太政官。外国十一月一日。附朝集使申送。(考課令)

右の外国云々に依れば、奈杼曆はもちろん石竹も期限に間に合ふか否か疑問である。仮に石竹は急いであやふく間に合つたとしても奈杼曆は十一月八日に餞されて居たのでは如何ともしたがたいであらう。これは綱紀の弛みと見ることも出来ようが、養老令の施行がずっとおくれたことを考へると(統紀、天平宝字元年五月勅参照)、万葉集の例は養老令以前の制によるのではなからうか。それによる着京期限を、前掲統紀2によつて十二月一日(といつても十二月一日から仕事の出来る程度に多少早く着くのは当然であらう)と見、石竹の場合は送別会が多少早く行はれたか余裕を見て入京したとすれば、奈杼曆の十一月下旬着京は丁度好い時に着いたことになり、広繩の滞在期間も多少短縮することになる。

以上で大体の見当はついたことになるが、ついでに時代は下るが延喜式の記載を参考までに見ておかう。

(甲)凡諸国考選文及雜公文。附朝集使十一月一日進弁官。(太政官式)

(乙)凡賀正預撰諸国朝集使及散位容儀所可取者卅人已上五十人以下。(式部式上)

(丙)十一日諸司長上成選人列見太政官。

当日早朝。掃部寮設座於弁官南門内。輔已下就座。省掌預計列專当官朝集使及選人等。(式部式下。十一日は二月)

(丁) 考問并引唱

……其在京諸司及畿内国司十月卅日以前按定了。大宰及七道諸国司。十一月卅日以前按定。訖十二月卅日以前。勘定考選目録。已訖以二月十日。申送太政官。……(式部式下)

(戊) 試諸国郡司主帳以上

諸国詮擬申上大少領并主政主帳等。毎年正月卅日以前集於省。預差丞録史生省掌。專當其事。……二月廿日以前。勘写已訖。省掌命諸国朝集使参集。……(式部式下)

(甲) によつて朝集使が十一月一日以前に書類を持つて京に来てゐなければならぬことを、(乙) によつて朝集使が賀正の礼に列することを、(丙)(丁) によつて、京、畿内と他の國々との間に期日の差はあるが、とにかく年内に考選の目録が作製され、二月十日には太政官に送られ、同十一日に諸司の長上の成選の人の列見があつて朝集使も出席することを、(戊) によつて二月には諸国の郡司主帳の功過を記した書類の作成を終り、朝集使に命じて参集せしめることを知り得る。

考課令に、京官畿内は十月一日、外国は十一月一日に太政官に申送れとあるのに対して、延喜式の(丁)に二月十日を以て太政官に申送れとあるのは違つてゐるやうに見えるが、(甲)に弁官に書類を届けよとあるのは太政官に提出することであるから、令と式との間に矛盾はない。そのやうにして提出された書類の検討整理を式部省が行つて、それを完了する時期が式の(丁)に示されてゐるのである。これは令に定めた期限そのままであることは選叙令に、

凡応叙者。本司八月卅日以前按定。式部起十月一日尽十二月卅日。

とあることによつて明らかである。なほ選叙令では右の文にすぐ続いて

太政官起正月一日。尽二月卅日。皆於限内処分畢。

とある。朝集使が三月ころまではどうしても在京しなければならぬことがわかつた。

なほ(甲)に十一月一日とあるのは考課令と一致してゐるが、これは延喜式の記事であるから養老令と一致してゐることに不思議はない。しかし、続紀の3は私が先に仮定してみた養老令の制度実施以前の範囲に入るので当然問題とならう。考課令や延喜式に見られるやうに、十一月一日以前に朝集使が着京してゐる必要があるとすれば、閏十一月

二十一日に参集して勅を承ることが出来るが、私の仮説のやうに十二月一日以前入京といふことだと、閏十一月二十一日といふ時点で果して朝集使の顔が揃ふかどうか疑問であらう。閏年でも十一月下旬には入京し、十二月一日を待つのだとすれば問題は解消するが、どうも無理なやうに思はれる。それでは私の仮説が誤つてゐたかといふと、万葉集にあらはれた実例からすれば仮説の方が無理がないのである。そこで3の内容を見ると、前に引用した部分にすぐ続いて勅が記されてゐる。

朕選卿等、任為国司、奉遵条章、僅有一兩人、而或人以虚事求声誉、或人背公家向私業、因此比年国内弊損、百姓困乏、理不合然、自今以後、勤恪奉法褒賞之、懈怠無状者貶黜之、宜知斯意各自努力

といふのであり、叱責・訓戒の勅であつて、語氣頗る鋭いものがある。「是歲」の条に、

年頗不稔、自夏至冬、天下患豌豆瘡俗曰天死者多

とある程で、天平七年は平穩な年ではなかつた。天の星は交錯乱行し（五月）、太白と辰星とは相犯し（八月）、日蝕がある（閏十一月）など天象の異変がある。一方、大宰府管内諸国において疫瘡が大流行し、貢調を免除せざるを得ない状態に陥り（八月）、また綱紀の弛みは、四人を故殺したといふ訴があつたにも拘らず放置したため、右大弁以下六人が有罪となり、詔により漸く宥されるといふ醜態をさらすに至つた（九月）。貴顕の死も、一品新田部親王の九月三十日、天皇の外祖母正四位上賀茂朝臣比売の十一月八日、知太政官事一品舍人親王の十一月十四日、宮内卿従四位下高田王の閏十一月八日と相次ぎ、五月二十三日・閏十一月七日と再度にわたる大赦も、五月二十四日の宮中及び大安・薬師・元興・興福四寺における大般若経の転読も、様々な災害を消除し国家の安寧を保たうとする悲願に出でるものであつた。

このやうな状況のもとに問題の勅が宣せられたのであるから、これは通常の事態ではない。朝集使等も嚴重な通達に依つて遅れぬやうに上京したのではなからうか。しかして、このきびしい勅は、朝集使が暫く在京して後といふよりも、顔が揃ふと直に下されたと見る方が状況にかなふのではないだらうか。もしこの見方が容れられるとすれば、先の仮説は統紀によつて崩壊することはないであらう。

さて、十二月一日の少し前に入京するとすれば、今城の上総国府出発は天平勝宝六年閏十月の末近くか十一月はじ

めころといふことにならう。従つて郡司の妻女等の饒別の歌はほぼ閏十月下旬あたりに推定される。もし私の仮説が誤つて居れば、作歌時期は一ヶ月繰り上つて十月下旬といふことにならう。

今城が十一月一日までに入京すべきで、その出発前にこれらの歌が作られたといふ説明は諸注に記されてゐるところであるが、多少詳しく考察を加へてみた次第である。

二

問題の二首がこの個所に載つてゐる点に就いて考へてみたい。周知の通り、天平勝宝七歳の歌は二月に進られた防人の歌、その中間に挟み込まれた家持の歌、磐余伊美吉諸君が抄写して家持に贈つた昔年の防人の歌と排列されて、その次は、

三月三日、防人を檢校する勅使と兵部の使等と、同じ集ふ飲宴に作る歌三首（四四三三―勅使紫微大弼安倍沙弥鷹朝臣、四四三四―五―兵部少輔大伴宿祢家持）

昔年相替りし防人の歌一首（四四三三）

先の太上天皇の御製の霍公島の歌一首（四四三七）

薛妙觀の詔に應へて和へ奉る歌一首（四四三八）

冬の日に靱負の御井に幸しし時に、内命婦石川朝臣の詔に應へて雪を賦む歌一首（四四三九）

右の件の四首は上総国大掾正六位上大原真人今城伝へ誦みて爾云へり。年月詳らかならず

上総国朝集使大掾大原真人今城の京に向ひし時に、郡司の妻女等の饒する歌二首（四四四〇―一）

五月九日、兵部少輔大伴宿祢家持の宅に集宴する歌四首（四四四二―大原真人今城、四四四三―大伴宿祢家持、四四四四―大原真人今城）

即ち鶯の啼るを聞きて作る歌一首（四四四五―大伴宿祢家持）

右のうち最後の家持の歌は、直前の題詞の「四首」の中に包含さるべきもので、注(5)ただ折柄鶯の鳴いたのをとらへて作歌したことを断つたため別の題詞をつけた形になつたものであらう。四四四三の「いや初花に恋しきわが背」、四四

四四の「屋戸なる秋の花咲かむ秋の夕はわれを偲はせ」、四四四五の「染みにし情なほ恋ひにけり」などの文句から見て、この集宴は今城が帰任するに當つての送別の為かと思はれ、時期から見ても、先に挙げた万葉集のイの例と似てゐる。今問題にしてゐる四四四〇と四四四一とはこの送別の宴とは違ふ時に今城が披露し、家持が書きとどめたものであることは万葉集の記載のしかたから見て明らかであるが、それではそれは何時のことであらうか。

右に羅列したやうに五月九日より前の題詞で、日附のあるのは三月三日であり、そのあと五つの題詞は(左注にも)月日を記してゐない。だから三月三日以後五月九日以前としておけば最も安全であるが、ほかに多少の推測の余地がないわけではない。

四四三九の左注の下の細注「年月詳らかならず」を、今城の伝誦といふ事実を指すものとすれば、家持が聞いた年月を忘れた意味になるが、ここはさうではなくて伝誦された歌そのものの作られた年月が未詳だといふ意味である。しかしてこの伝誦歌四首の最初に「昔年相替りし防人の歌」があるのに注目すると、この伝誦は三月三日の宴の席上でなされたのかも知れないと思はれて来るのである。この宴は防人の事務に携はる者の集ひであつた。それで伝誦歌の第一首が防人の歌だつたのではないか。また作者石川内命婦が家持の姑の母であり且安倍蟲満の母と氣の合つた姉妹であつた(万葉集卷四、六六七)ことが、安倍沙美麿と家將とを主要な出席者とする宴において今城が第四首を誦へた所以ではなかつたか。更に四四四〇と四四四一も座興の如くに、また自分が慕はれ褒められたことを些か自慢氣に、その場で続けて披露したと見ることは出来ないであらうか。

このやうに四四三六から四四四一までを三月三日の宴で披露されたものと見るについては、忽ち反問の出ることが予想される。それは三月三日の日附のある題詞に「三首」とあり、それは沙美麿の一首と家持の二首とを指すことは明らかだからである。しかしこの題詞には「……飲宴に作る歌三首」とあり、今城関係のはいづれもこの席で作られたものではない。だから「作歌」は三首で、その場で披露された、以前に詠まれた歌が六首といふことになる。それがここのやうな記載を齎したのだとは言へないであらうか。勿論、それならそれであることをはっきり示す記し方は有り得るし、現に集中にもその類はある。けれどもこの記載をなした時の家持の頭には、三月三日の宴のことだといふことが鮮かに刻み込まれて居て、改めて日附を記す必要を感じなかつたといふことも考へられると思ふ。

もう一つ予想される反問は、勅使と兵部の使人との宴に今城が出席出来るだらうかといふことである。これについては二三のことが考へられる。一つは今城が家持と近しかったこと、一つは今城が朝集使として上つて来てゐたこと、一つは彼が上総に赴任する前に兵部少丞だったことである。今城が家持と親しかったことは、万葉集に出て来る場合宴で同席して歌を詠んで居ること一再ならぬことから知られ、家持のみならず池主とも親しかったやうである。今城が坂上郎女の穂積皇子の寵を受けての子だったとすれば、大伴氏との近しさは幼い時からのものだったわけである。橘奈良麿の変の翌年即ち天平宝字二年二月に中臣清麿の宅で催された意味ありげな宴でも、他の人々と共に家持と今城とは同席し、作歌して居るし、家持が因幡守に赴任するに当っては治部少輔だった今城が七月五日に自分の家で送別の宴を張り、家持が万葉集の終から二番目の歌を作つてゐる。

朝集使が兵部省に關係のあることは先に述べたが、軍防令に、

凡兵士以上。皆造歷名薄二通。並顯征防遠使処所。

とある「防」については義解に「防人也」と注してゐる。さうして兵部省の職掌のうちに「兵士以上名帳」とあるのは右の軍防令の記事と応じるものである。また「差発兵士」の義解には「謂。差遣衛士防人。及征討也。」とある。これらの記事には朝集使は出て来ないが、右の軍防令の文の後の方に、

一通留国。一通毎年附朝集使送兵部。若有差行。及上番。国司抛薄以次差遣。

とあって歷名簿が朝集使によって兵部に提出されることが知られる。軍防令の從軍甲仗条に、

……其国郡器仗。毎年録帳。附朝集使。申兵部勘校訖。二月卅日以前録進。

とあり、既牧令の宮私馬牛帳条に、

凡官私馬牛帳。毎年附朝集使。送太政官。

とあって、この方は一見兵部省に關係がないやうな気がするが、ここの義解に、

謂。自太政官。更下兵部。即兵馬司職掌。云公私馬牛。是。

とあって兵部省の兵馬司に關係があることがわかる。但、同じ既牧令でも牧駒犢校印条にある駒犢の特徴を記した書類は朝集使が太政官に届けるだけで、義解にも集解にも特記するところはない。これは二歳の駒や犢のことだから兵

部省と關係がないのであらう。朝集使と兵部省のかかはりは概ね右のやうであるが、このうち今の問題に特に關係のあるのは歴史薄の件である。諸国の防人は難波に集合し、そこで防人部領使から兵部省に引渡され、武器やその身を檢閲されるのであるから、当然名簿との照合がされなければならない。朝集使大原今城が難波に行ったのは、近しい家持が滞在してゐるからといふ私事情からではなく、役目柄からのことであつたと思はれる。

次に兵部少丞であつた点については、今城が天平二十年に兵部省少丞正七位下として奴婢売貴の証人になつてゐる（寧業遺文）ことによつて知られるが、何時から何時までこの地位に在つたかは明らかではない。が、万葉集によつて天平勝宝七歳には上総国大掾であり、天平勝宝八歳三月七日には兵部大丞であつた（卷二十、四四五九左注）ことがわかるので、上総国大掾を数年勤めたとすると、大掾になる直前まで兵部少丞であつた可能性もあり、もし他の官を経たとしても比較的短期間だつたのではないかと思はれる。といふことは、三月三日の宴における「兵部の使人等」の中には少丞時代に知り合つた人々がまだ何人もゐた可能性があるといふことである。その人々が、遠く東国から来て居る今城をも招いて色々話を聞いたりしたりしようといふ氣持になつたとしても不思議はないであらう。勅使紫微大弼従四位上安倍沙弥曆といふいかめしい肩書の人を正客とする宴會に、部外の人である国司の三等官を特に招くのは如何かと思はれるかも知れないが、昔馴染といふこともあり、もともと王の身分であつた人でもあつてみれば、さう場違ひな感じも起されなかつたのではなからうか。

以上主として三つの点から、私は三月三日の宴に今城が出席し、短歌四首を伝誦し、二首を披露したといふ推測説を立ててみたわけである。勿論、先にも言つたやうに、この六首を三月三日以後五月九日以前に家持に伝へたと見るのが最も無難であらうけれども。

ところで五月九日の集飲の場合は題詞の家持の氏姓名に兵部少輔といふ肩書があるが、左注で作者を示すのには今城も家持も氏姓名だけである。一方、三月三日のものと私が推測する部分は、勅使紫微大弼安倍沙弥曆朝臣、兵部使輔大伴宿称家持、上総国大掾上六位上大原真人今城（以上左注）、内命婦石川朝臣、上総国朝集使大掾大原真人今城（以上題詞）と、五月九日に比して（題詞の方は別問題としても）整つた書き方をして居り、一団をなしてゐる感がある。はじめの三首と次の六首とを別の時に記しても、かういふことは有り得るので、積極的な証拠にはならないが、少くと

も私の推測を否定する現象ではないと思ふ。

以上、私は第一項では「仮説」と称し、第二項では「推測説」と称し、共に臆測に満ちたことを記して来た。実は編集部から命じられたのは、今年度の大会での公開講演の内容を記すことであつたが、前置をと思つて書いてある中について長くなつて了つた。冒頭の歌の内容に関して前記講演で話したことは、残つた紙幅では盛り切れないので、近刊の「論集上代文学第二冊」(万葉七曜会編)の方に廻させていただくことにした。編集部並びに会員諸賢の御海容を願ふ次第である。

注(1) 題詞に示した歌数が次の題詞の歌数をも包含してゐる例

二月、式部大輔中臣清麿朝臣の宅に宴する歌十五首
興に依りて各々高円の離宮処を思ひて作る歌五首

これは第一の題詞の次に四四九六から四五〇五まで十首を記したあとに第二の題詞があり、四五〇六から四五一〇が載せられてゐる。即ち第一の題詞の十五首といふのは第二の題詞のものと五首を含んで居るのであつて、第二の題詞の歌も清麿宅の宴の際のもので、ただ高円の離宮を思つてのものをまとめた為、題詞を設けたものである。ところがその次の、

山齋を属目て作る歌三首

も同じ場合ではないかと思ふが、この方は独立したもののやうに扱はれ、第一の題詞の歌数には加へられてゐない。

(2) 天平二十年春三月二十三日、左大臣橋家の使者造酒司令史田辺福麿を守大伴宿祢家持の館に饗す。爰に新しき歌を作り并せて便ち古き詠を誦ひて各々懐を述べ

この題詞のもとに四〇三二―五を載せ、

右の四首は田辺福麿のなり

と左注がある。四〇三五は卷十、一九五五と同じ歌である。題詞で古詠のあるのを断つてゐる例である。これよりもつとはつきりしてゐるのは次のやうなものである。

四月二十六日、掾大伴池主の館にして、税帳使守大伴家持に饗する宴の歌。古歌を併せて四首

この題詞のもとに三九九五―七の三首をあげ、それぞれ左注で作者を示して後、題詞の形で、

石川朝臣水通の橋の歌一首

として三九九八をあげ、左注に、

右の一首は、伝へ誦めるひとは、主人大伴宿祢池主なりとしか云ふ。

とある。これだと新しい題詞があつても、四月二十六日の宴のものであることが明確に知られるし、古歌がどれであるかも直にわかる。なほ本論に扱つたもののやうな形で、最初の題詞の日附をそのあとの歌の伝誦時日に及ぼすべきか否か不明瞭な例がほかにもある。これも今城の關係してゐるものである。

二十三日、式部少丞大伴宿祢池主の宅に集ひて飲宴する歌二首

四四七五し六を掲げ、左注に、

右の二首は、兵部大丞大原真人今城のなり

とし、次いで、

智努女王の卒りし後に円方女王の悲しび傷みて作る歌一首

大原桜井真人の佐保川の辺を行きし時に作る歌一首

藤原夫人の歌一首

と題詞と短歌一首づつが並び、更に題詞無しで四四八〇があり、下注に「作者未詳」としてあり、左注に、

右の件の四首を伝へ読めるは兵部大丞大原今城なり。

とし、次の題詞には日附がある。この例は前にも言つた通り、本論のものと酷似してゐる。次の題詞には日附があると言つたが、それは左のやうなもので参考になる。

三月四日に、兵部大丞大原真人今城の宅に宴する歌一首

の題で四四八一を挙げ、左注に、

右は兵部少輔大伴家持、植ゑたる椿に屬けて作れり

とし、続けて四四八二を掲げて左注に、

右の一首は、播磨介藤原朝臣執弓の任に赴き、別を悲しむるなり。主人大原今城伝へ讀みて爾云へり。

とある。題詞に「一首」として二首かかかけてゐるのは、後の一首が伝誦歌であるためであらう。これは私の本論における推測説を支へる点のある例である。ついでに言へばこの時家持と今城が兵部省の少輔と大丞であるのは、本論の三月三日の宴への

今城の出席と思ひ合せられて興味がある。

- (3) 今城が難波に赴いたのは公的な用件によると記したが、私的な要素が全くなかったとは思はない。家持と会ふことも兵部の使人等に会ふことも楽しみだたらうし今城が朝集使として上京する六ヶ月ほど前に上総守に任ぜられ、着任後まだ日も浅い稲君（旅人の庶弟）の消息や伝言などを家持に持って来るといふ私用もあったたらう。人夫の使へる身分だから何か上総の名産ぐらゐ届けましたであらう。